

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人未来へのメッセージ舎（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、この法人の会員が、自らの思い（メッセージ）を、さまざまなメディアを用いて未来に向けて発信する活動に対し適切なアドバイスを行い、また、メッセージを載せた著作物の製作等を支援する。これを通じて会員がよりよい人生を送ることに寄与すると同時に、その著作物を介して会員相互間の理解を深め、さらには一般社会にも働きかけて、豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の未来へ向けて発信する活動に対する、支援・アドバイス及びその著作物の出版と配布
 - (2) 会員の著作物の保存（データアーカイブ）とその活用の促進
 - (3) 会員の著作物を介した会員同士の交流の促進、及び広く一般に向けた講演会、シンポジウム、研究会等の開催
 - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員及び会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員の種類は次の通りとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し事業に参加するもののうち、会費を納め、社員総会において議決権をもつ個人及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業に参加するもののうち、会費を納めず、社員総会において議決権をもたない個人及び法人

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 第1項第2号の賛助会員に関する事項は別途理事会にて定める。

(入 会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、別途理事会にて定める入会申込書を代表理事に提出し、その承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費を納入しなければならない。

- 2 会費に関する事項は社員総会においてこれを定める。
- 3 会費とは、年会費をいう。
- 4 既納の会費は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。
- 5 年会費の支払を2年分以上怠った場合は正会員としての権利を停止される。

(任意退会)

第8条 正会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し1週間前までに通知するとともに、当該正会員の除名を議決する社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。

- (1) 正会員の全員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、第5条に定める正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、本定款に別途定める事項のほか次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

（招 集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

（議 長）

第15条 社員総会の議長は、正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名（社）につき1個とする。

（決 議）

第17条 社員総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使及び書面議決等）

第18条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権の行使をし、又は書面をもって委任された代理人によってその議決権を行使する

ことができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 4 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会運営規則)

第20条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程による。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を常務理事とする。
- 4 前項の常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令及びこの定款で定められた事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはいかならない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) その他法令及びこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 法令の規定により、監事から代表理事に対し、招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき

(招 集)

第30条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合又は第4号後段により監事が招集する場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、

監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（ただし、法人法第91条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会運営規程）

- 第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 顧問

（顧問）

- 第36条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、有識者等のうちから、代表理事が任命する。
 - 3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（顧問の職務）

- 第37条 顧問は、代表理事の諮問に答え、代表理事に対して参考意見を述べることができる。

第8章 事務局

（事務局及び職員）

- 第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第9章 資産及び会計

（資産の構成）

- 第39条 この法人の資産は、次の財産をもって構成する。
- (1) 会費
 - (2) 寄付金
 - (3) 資産より生ずるもの

- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(経費)

第40条 この法人の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得て、社員総会において報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所

東京都八王子市東中野293番地42 18-1

島内行夫

住所

東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目20番10号

相澤隆

(設立時役員)

第52条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 相澤 隆

設立時理事 栗屋 信子

設立時理事 大木 一史

設立時理事 小澤 章友

設立時理事 北村 和夫

設立時理事	近藤大博
設立時理事	島内行夫
設立時理事	城島栄一郎
設立時理事	豊田利男
設立時理事	福田真人
設立時理事	星久人
設立時理事	亘明志

設立時代表理事	島内行夫
---------	------

設立時監事	高野康彦
設立時監事	鶴好寿

(準拠すべき法律)

第53条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人未来へのメッセージ舎を設立するため、設立時社員島内行夫及び相澤隆の定款作成代理人である司法書士法人もみき法務事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成26年4月1日

設立時社員	島内行夫
設立時社員	相澤隆

上記発起人の定款作成代理人

東京都新宿区高田馬場三丁目1番5-106号
司法書士法人もみき法務事務所
代表社員 榎木 哲